

深川市一般廃棄物処理基本計画 (深川市ごみ処理基本計画)



平成25年
深川市

目 次

第1章	基本方針	
1.	計画策定の趣旨	1
2.	深川市の現況	2
3.	将来計画と本計画の位置付け	5
4.	廃棄物処理の実態	9
5.	基本方針	14
第2章	一般廃棄物の処理主体	
1.	北空知衛生センター組合による中間処理	17
2.	中・北空知廃棄物処理広域連合による可燃ごみ焼却処理	17
3.	最終処分	18
4.	市町村間におけるごみ処理	18
第3章	一般廃棄物の分別の区分及び分別収集の種類	19
第4章	一般廃棄物の排出量及び資源化量の見込み	
1.	人口推計	21
2.	排出量の見込み	22
3.	資源化量の見込み	23
4.	資源物集団回収量の見込み	23
5.	最終処分量の見込み	23
6.	リサイクル率の見込み	23
第5章	一般廃棄物排出抑制のための方策	25
第6章	廃棄物の適正な処理に関する基本的事項	
1.	収集・運搬計画	27
2.	中間処理計画	29
3.	最終処分計画	29
第7章	廃棄物処理施設の整備に関する方策	
1.	中・北空知廃棄物処理広域連合焼却処理施設	31
2.	北空知衛生センター組合廃棄物処理施設	32
3.	一般廃棄物最終処分場	33
第8章	その他ごみ処理に関する事項	
1.	各種リサイクル法の遵守	34
2.	不法投棄防止対策及び野外焼却防止対策	34
3.	災害廃棄物	36
<<付属資料>>		
	各統計数値	37
	用語解説	50

第1章 基本方針

1. 計画策定の趣旨

廃棄物であるごみは、私たちの家庭生活や事業活動により絶え間なく排出される身近なものです。

私たちを取り巻く社会は、これまでの豊かさや便利さを求めた生活様式の変容により、多くのごみを無造作に生み出し、簡単に捨てられる「大量生産」「大量消費」「大量廃棄型」の社会へと変化してきました。

その結果、ごみの増加や多様化など、ごみ処理問題は深刻さを増すとともに、天然資源の浪費や環境破壊をもたらすなど、地球環境や生活環境に様々な影響を及ぼしています。

こうしたなか平成3年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」）が改正され、従来のごみ適正処理及び環境保全の視点に加え、ごみの減量、再生利用の促進が規定されるなど、これらの達成に向けた国民及び事業者の責務が明確化されたところです。

その後も、ごみ処理問題の現状や課題をふまえ「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」の制定などによる資源循環型社会構築に向けた法律が整備されてきました。

深川市においても平成14年度にごみ処理基本計画策定指針に基づいた「深川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」を策定し、効率的で衛生的な廃棄物処理を推進し、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るとともに、資源循環型社会の構築を目指してきました。

この間、本市が属する中・北空知ブロックは、中・北空知地域ごみ処理広域化基本計画を平成10年度に策定し、廃棄物の広域処理の基本方針と実施内容を取りまとめました。

また、深川市の不燃・資源ごみの中間処理施設「深川市リサイクルプラザ」を平成23年度から北空知衛生センター組合に移管したほか、現在、歌志内市内の民間業者に焼却処理を委託している可燃ごみが、平成25年4月以降「中・北空知廃棄物処理広域連合（深川市は構成市）」の焼却処理施設で処理される予定であるなど、本市のごみ処理を取り巻く状況も変化しています。

さらに、平成22年には廃棄物処理法に基づく環境大臣の基本方針（廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針）が変更されたこともふまえ、平成14年度に策定した「深川市ごみ処理基本計画」を見直し、さらなるごみの減量及び資源化率の向上による資源循環型社会の一層の推進を目指して、本計画を策定するものです。

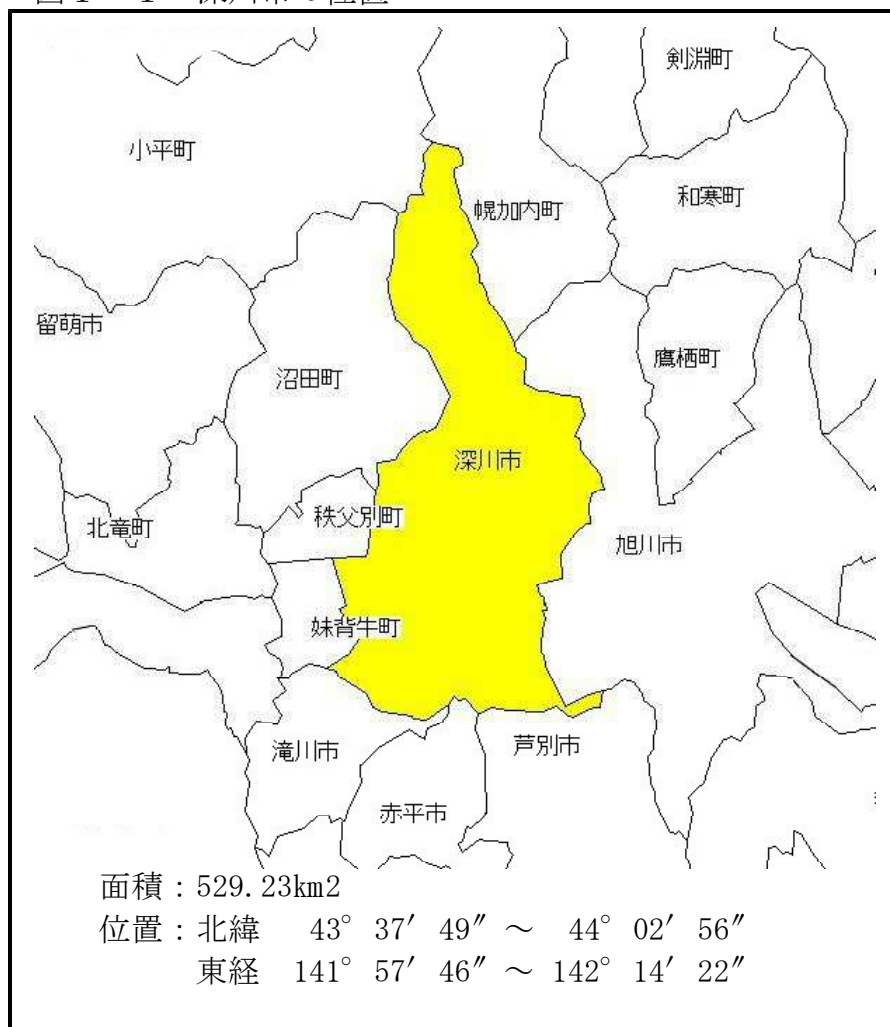
2. 深川市の現況

1) 位置

本市は北海道のほぼ中央部に位置し、東は旭川市、西は滝川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町、南は芦別市、赤平市、北は幌加内町、小平町の4市5町に接しています。

本市の北部から南に雨竜川が、南部を東西に本道第1の長流石狩川が貫流し、この両河川を中心に両翼に開けた平地に市街地と農耕集落が形成され、南に音江連峰、東に常盤山を擁し、南北に長い姿をなしています。位置は図1-1のとおりです。

図1-1 深川市の位置



2) 沿革と気象

昭和38年に隣接する4カ町村（深川町、一巳村、納内村、音江村）の合併により深川市が誕生しました。さらに同45年、隣接する多度志町と合併し、現在の深川市が形成されています。気象はやや大陸的で道内都市の中では中庸を示し、しのぎやすくなっています。

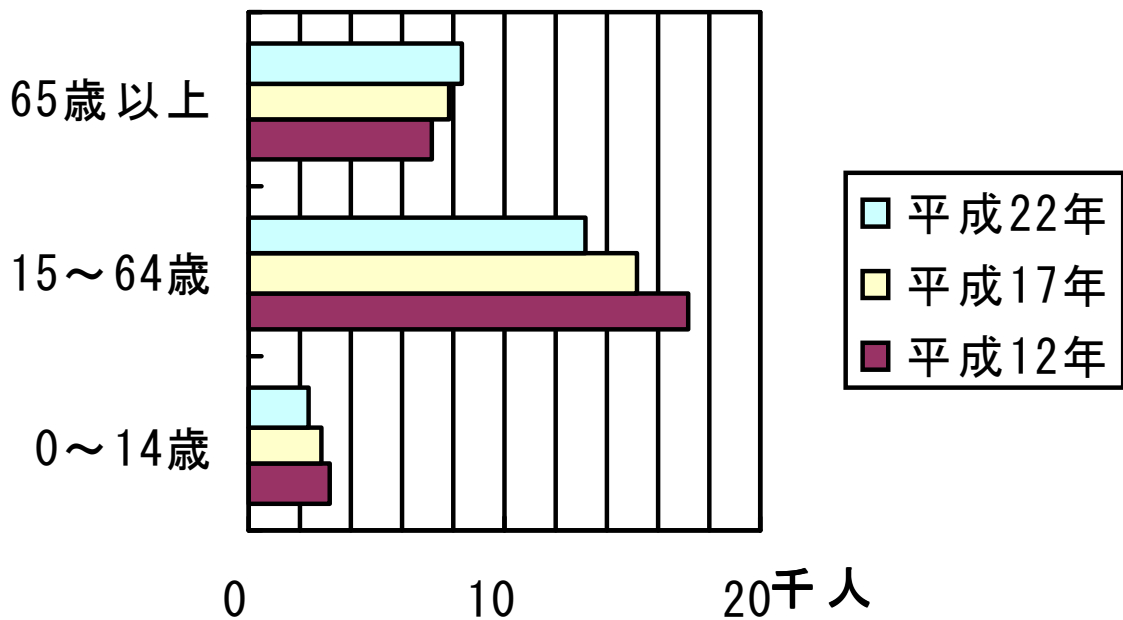
3) 人口動態

本市の人口は年々減少していますが、65歳以上の高齢者人口は逆に増加しており、過疎高齢化が急速に進んでいます。

表1-1 人口の推移（国勢調査）

年度	総数 (a)	0～14歳	15～64歳	65歳以上 (b)	高齢者比率 (b÷a)	世帯数
昭和40年	39,812	10,879	26,739	2,197	5.5%	9,196
昭和45年	38,373	9,526	26,281	2,566	6.7%	10,101
昭和50年	36,000	8,453	24,218	3,329	9.2%	10,345
昭和55年	35,376	7,556	23,712	4,108	11.6%	10,911
昭和60年	33,833	6,249	22,868	4,716	13.9%	11,056
平成2年	30,671	4,736	20,521	5,395	17.6%	10,618
平成7年	28,770	3,819	18,727	6,224	21.6%	10,746
平成12年	27,579	3,227	17,179	7,173	26.0%	10,945
平成17年	25,838	2,789	15,142	7,905	30.6%	10,554
平成22年	23,709	2,295	13,128	8,284	34.9%	10,100

図1-2 人口のグラフ（ピラミッド）



4) 産業の動向

本市は、石狩川と雨竜川の流域に広がる肥沃な土壌と恵まれた気象条件のもと、農業を基幹産業として地域経済の基盤をなしてきました。

産業別就業者数は、過疎・高齢化の影響で減少傾向が続いています。

この就業者数の構成比では第一次産業の減少が際立っており、農業の担い手不足等による離農と高齢化が大きな要因となっています。

第二次産業は景気変動に左右されながらも増加傾向にありましたが、昨今の厳しい景気後退により、誘致企業の撤退や倒産が相次ぎ減少傾向へと変化しています。

第三次産業は増加傾向が続いており、平成22年では67.9%となっています。

表1-2 産業別就業者数（国勢調査）

年 度	就業者 総 数	第一次産業		第二次産業		第三次産業		分類 不能
		就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
昭和40年	19,446	9,202	47.3%	2,576	13.3%	7,663	39.4%	5
昭和45年	19,478	7,449	38.2%	3,206	16.5%	8,817	45.3%	6
昭和50年	17,451	5,869	33.6%	2,817	16.1%	8,745	50.1%	20
昭和55年	17,336	4,966	28.8%	3,135	18.1%	9,202	53.1%	3
昭和60年	16,391	4,717	28.8%	2,632	16.1%	9,041	55.1%	13
平成2年	15,371	3,890	25.3%	3,009	19.6%	8,472	55.1%	0
平成7年	14,538	3,341	23.0%	2,811	19.3%	8,383	57.7%	3
平成12年	13,657	2,824	20.7%	2,606	19.1%	8,218	60.2%	9
平成17年	12,255	2,488	20.3%	1,940	15.8%	7,815	63.8%	12
平成22年	10,785	2,066	19.3%	1,376	12.8%	7,278	67.9%	65

5) 生活環境

本市では、深川市環境衛生協会をはじめとする関係団体の協力により、地域の環境美化運動を実施しており、より一層健康で快適な生活に向けた、環境への負荷を低減する自然と調和した取り組みが求められています。

このため、快適環境をつくるための環境に関する基本的な条例として平成17年に深川市環境基本条例を制定しています。この条例の規定に基づき「深川市環境基本計画」を平成20年に策定し、環境に関する市民意識の高揚を図り環境保全に努めています。

3. 将来計画と本計画の位置付け

1) 将来計画

市では、積極的に人口減少を抑制するさまざまな取り組みを通して、市民が住んでよかったと思えるまちづくりの基本指針として「第五次深川市総合計画（平成24～33年度）」を策定しています。

この計画では、市民の意見などをふまえ課題を整理・集約し「福祉・健康・医療に関する分野」「経済・産業に関する分野」「快適な生活基盤の構築に関する分野」「人材育成と教育・文化・スポーツに関する分野」のそれぞれで具体的なまちづくり施策を進めることとしています。

第五次深川市総合計画 ～ ふかがわ未来創造プラン ～

< 目指す都市像 >

「輝くみどりと豊かな心 みんなで創る 我がまちふかがわ」

「輝くみどり」

～美しく豊かな自然環境のもと、農業・林業をはじめとする地域の産業が発展していくことを表しています。

「豊かな心」

～市民が心身とも健康で豊かで広い心を持ち、安全で安心して暮らしているまちであることを表しています。

「みんなで創る」

～行政と市民の協働により、我がふるさとである「ふかがわ」を創りあげていこうとする姿勢を表しています。

総合計画では、ごみ処理に関して以下の事項を挙げています。

Ⅲ 快適な生活基盤の構築に関する分野

4. 環境・エネルギー

●現況と進むべき姿

・豊かな自然環境との調和を図ることで、生物多様性の確保に努めてきましたが、今後とも、自然環境の適正な保全のためには、調和のとれた自然と共存する社会づくりを推進していく必要があります。また、良好な環境の確保・保全の観点から「深川市環境基本計画」などの施策を確実に推進していく必要があります。

・資源循環型社会の形成については、資源のより一層の有効利用を図るため、市民・企業・行政が一体となって、ごみの3R（発生抑制、再使用、再資源化）に取り組み、ごみの減量とリサイクル率の向上を図ることが必要です。

・自然エネルギーを中心とした再生可能エネルギーは、石油などの化石燃料の代替エネルギー、さらに地球温暖化対策や環境にやさしいクリーンなエネルギーとして、その開発と利用が並行して進められていますが、既存エネルギーと比べコストや技術面の課題から普及が進んでいません。しかし今後、環境対策としての再生可能エネルギーの市場拡大とコストの低減が見込まれることなどから、本市においても再生可能エネルギーの普及を推進する必要があります。

●主要施策

①自然との調和【省略】

②資源循環型社会の形成

・市民・企業・行政が一体となって、ごみの3Rに取り組むため、関係組織の協力を得ながら、市民意識の高揚に努めます。また、ごみ分別の徹底を図りつつ分別項目を検討し、リサイクル率の向上とごみの減量を図ります。

・ごみの適正処理のため、リサイクル法に規定された処理物と処理困難物の処理方法の周知や不法投棄・野外焼却防止対策について、関係機関等と連携し指導の強化を図ります。

・事業系一般廃棄物については、事業者の処理責任を明確にし、排出抑制と適正処理の指導を強化する一方、産業廃棄物については、関係機関・団体との連携を密にし、適正処理を推進します。

・ごみ処理費用を軽減するため、広域処理や減量と資源化による埋立ごみの減容化を図りつつ、廃棄物処理施設の整備を進めます。また、ごみ処理手数料について、必要の都度、見直しを検討していきます。

③再生可能エネルギーの導入【省略】

2) 広域化計画

本市が属する中・北空知ブロックは、北海道のほぼ中央に位置する6市10町（芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町）で構成されています。（幌加内町は平成22年4月1日に上川総合振興局に管轄移動）

中・北空知ブロックの「ごみ処理広域化計画」が平成11年3月に策定され、この計画に基づき平成15年4月から北空知管内市町（幌加内町を除く1市4町）で排出される可燃ごみ・生ごみを、北空知衛生センター組合廃棄物処理施設で共同で中間処理するようになりました。

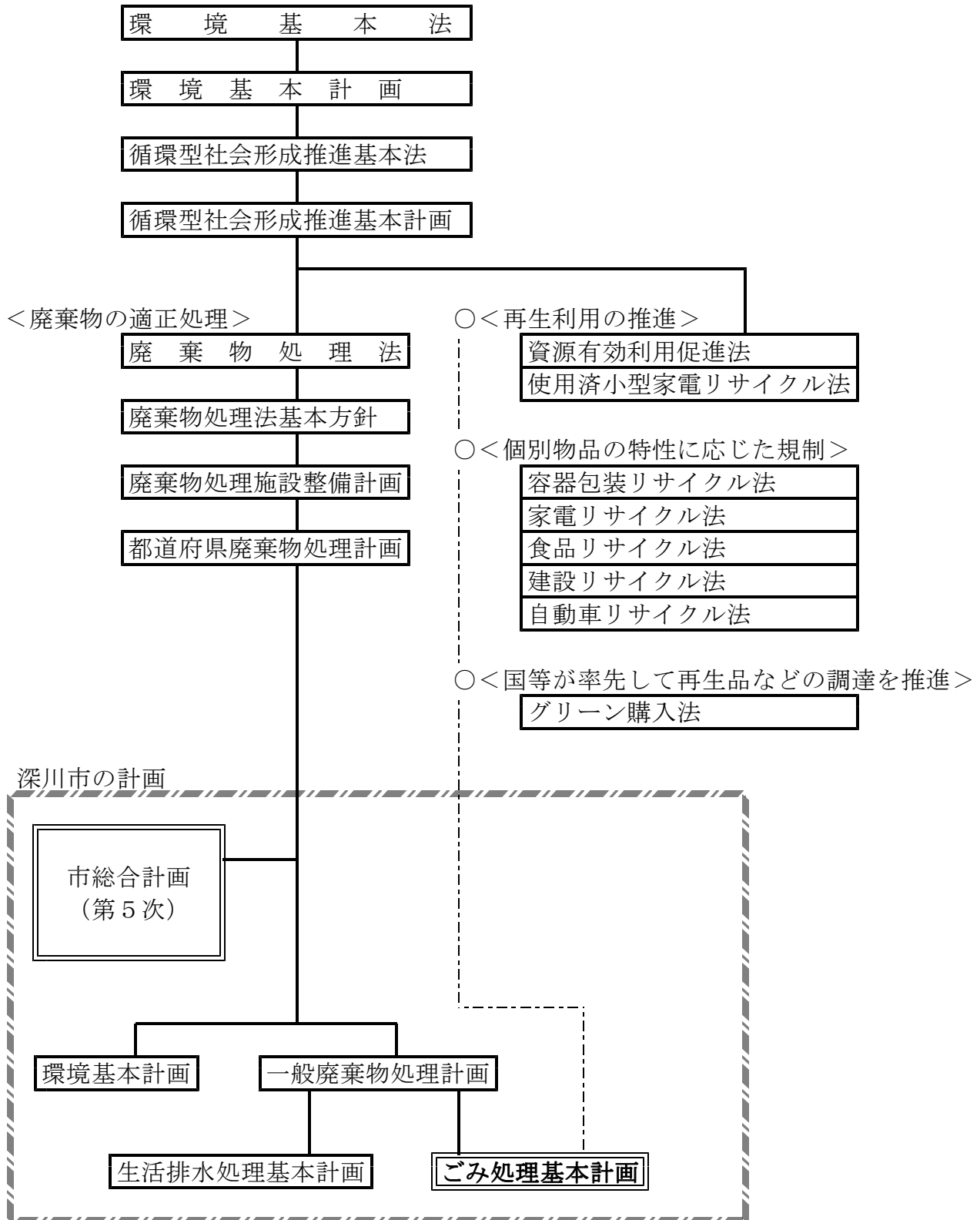
可燃ごみは、歌志内市内の民間施設で焼却処理していますが、平成25年4月からは中・北空知廃棄物処理広域連合（芦別市、幌加内町を除く5市9町）が歌志内市内で建設する焼却処理施設で共同処理する予定です。

生ごみは北空知衛生センター組合バイオガス化施設において処理しています。

不燃・粗大ごみ及び資源ごみについては、本市が建設した深川市リサイクルプラザを平成23年4月に北空知衛生センター組合に移管し、本市と北空知4町による共同処理をしています。

3) 計画の位置付け

本計画の位置付けは次のとおりです。



4. 廃棄物処理の実態

1) 廃棄物の収集及び処理方法

① 廃棄物処理体系

本市のごみ処理体系は図1-3のとおりです。(動物死体を除く)

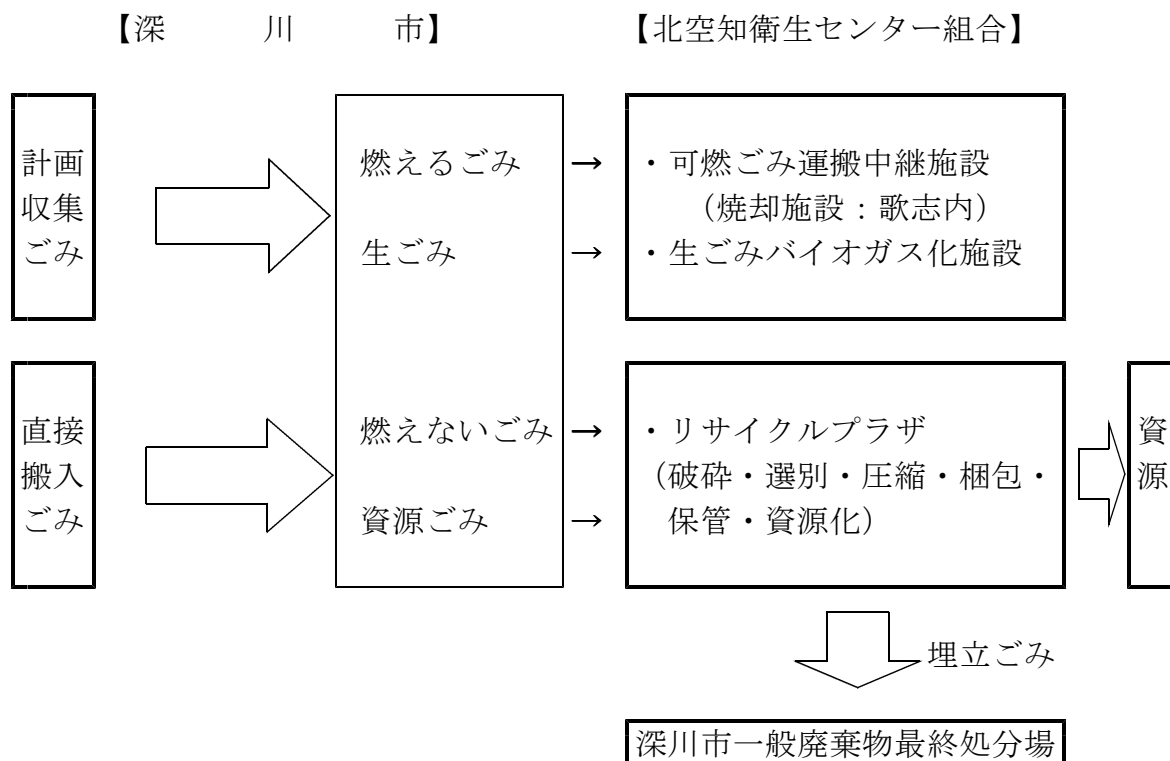


図1-3 ごみ処理体系

② 収集運搬

本市のごみの収集・運搬は市内全域を対象としており、委託による収集を実施しています。収集運搬の対象は家庭系ごみであり、飲食店や事務所等から排出される事業系ごみは、自己処理あるいは施設への直接搬入（収集運搬許可業者への委託を含む）を原則としています。また、家庭系ごみであっても引っ越し等で多量に排出する場合には、施設へ直接搬入することとしています。

ごみ分別区分は6分別14種類とし、燃えるごみ、生ごみ、燃えないごみ、容器資源ごみ（空ビン・空缶・ペットボトル・白色トレイ）、紙等資源ごみ（新聞紙・雑誌・ダンボール・紙パック・蛍光管・乾電池）、粗大ごみとなっています。

家庭系ごみの収集は資源ごみを除き有料指定ごみ袋によりごみステーション等へ排

出し、粗大ごみは環境課に申し込み後、有料処理券を張付けし排出することになっています。

表1-3 収集・運搬体制

区 分	収集体制	収集車両	台 数	人 員
燃えるごみ	委 託	パッカー車 平ボディ車	8台 2台	16～ 20人
生ごみ				
燃えないごみ				
粗大ごみ				
容器資源ごみ				
紙等資源ごみ				

表1-4 ごみの排出方法と収集方法

区 分	収集方式	収集頻度	搬 出 方 法
燃えるごみ	ステー ション	市街地区:週2回	市有料指定ごみ袋による排出
生ごみ		農村地区:週1回	
燃えないごみ		隔週	ネット・コンテナ・透明袋による排出
容器資源ごみ			紐・透明袋による排出
紙等資源ごみ			
粗大ごみ	戸 別	月2回	粗大ごみ処理券による排出
動物死体	—	随時	直接施設へ搬入

③中間処理

市内から排出される一般廃棄物（家電リサイクル法対象品等を除く）は、全て北空知衛生センター組合ごみ処理施設に搬入され、不燃ごみは手選別による資源化とともに、2軸の破砕機及び磁力選別機による分別過程を経て、一部が可燃ごみとして選別され可燃ごみ運搬中継施設へ送られます。また、生ごみはバイオガス化施設で処理され、資源ごみはリサイクルプラザにおいて圧縮・梱包・保管を行い、そのうち容器資源ごみは容器包装リサイクル協会へ、金属類及び古紙等は民間業者に売却しています。資源化できないものは最終処分場で埋立処分しています。

④最終処分

ごみの最終処分は、中間処理後の資源化できないごみを平成16年7月から現在の最終処分場で埋立処分しています。処分場から発生した浸出水は公共下水道に投入し、水処理経費の節減を図っています。処分場の概要は次のとおりです。

【概 要】

名 称： 深川市一般廃棄物最終処分場

搬入廃棄物： 一般廃棄物（不燃ごみ、生ごみ処理残渣、破砕処理残渣）

埋立面積	: 7,200 m ²
埋立容量	: 38,400 m ³
埋立年数	: 平成16年～平成30年（15年）
埋立構造	: 準好気性埋立構造
埋立工法	: 山間層状埋立工法
水処理	: 下水道放流
主要施設	: 流出防止設備、遮水設備、地下水集排水設備、雨水等集排水設備、 保有水集水設備、飛散防止設備、発生ガス対策設備、道路設備、 漏水検知システム

2) 廃棄物の処理状況

本市における過去5年間の処理量等は以下のとおりです。

①過去5年間のごみの排出状況

ごみ種別毎の排出量は【付属資料】表1-5のとおりです。

②過去5年間における資源化状況

種別毎の資源化量は【付属資料】表1-6のとおりです。

③過去5年間の最終処分場への埋立量等

リサイクルプラザでの中間処理後の埋立ごみ量及び生ごみバイオガス化施設処理残渣量（深川市分）は【付属資料】表1-7のとおりです。

なお、中間処理の開始に伴い、リサイクルプラザから可燃ごみとして搬出し再処理している量は【付属資料】表1-8のとおりです。

3) 排出抑制・資源化

本市におけるごみの排出抑制及び資源化の実施状況は、以下のとおりです。

①ごみ処理手数料

ごみ処理手数料は、昭和61年から最終処分場へ直接搬入するごみ100kgあたり408円を徴したのが始まりです。平成5年には粗大ごみ収集を開始し、粗大ごみに処理券を貼り付ける方法で、1個当たり306円の手数料を設定しています。

現在は、資源循環型社会の形成に対応した中間処理施設の建設により、ごみ処理に多額の費用を要するため、廃棄物の発生抑制並びに排出量に応じた負担をいただくことが公平であるとの考えから、平成15年7月に指定ごみ袋制による有料化を導入しています。

また、この有料化に伴って資源ごみの分別徹底を目標に、家庭系資源ごみを無料としており、平成22年7月からは事業系資源ごみの直接搬入についても資源化の促進と分別徹底による処理経費の軽減のため無料としています。

今後も、排出抑制・排出量に応じた公平な負担を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

現行のごみ処理手数料は【付属資料】表1-9のとおりです。

②資源ごみの分別収集

資源ごみの収集は昭和63年に空き缶回収ポストを市内約220箇所に設置し拠点回収を行ったのが始まりで、平成元年には併せて空きビンの回収を行い資源化を図ってきました。平成14年10月からは現行の6分別14種類の分別収集体制への移行により、回収ポスト方式を廃止し、家庭系資源ごみは「容器資源ごみ」及び「紙等資源ごみ」として隔週収集しています。

③コンポスト容器の助成制度

家庭から発生するごみの中で大きな割合を占めている生ごみの排出抑制及び家庭菜園などへの有効利用を図るため、昭和63年度から「生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）」購入費の一部を助成しています。

＜助成制度の概要＞

130リットル以上の容器1基あたり 2千円

助成実績は【付属資料】表1-10のとおりです。

④古着の回収

春と秋のイベントにあわせて、深川市環境衛生協会と回収業者が主体となり、古着の買い取りを行っており、可燃ごみの減量と資源として有効利用を図っています。回収された古着は切断され、工業用ウエスとして再利用されています。

これまでの回収実績は【付属資料】表1-11のとおりです。

⑤集団回収への支援

本市では、平成10年度から資源物集団回収奨励金交付制度として、町内会や各種団体が行う資源回収に対する支援を行っています。この制度は紙資源物の集団回収を実施する団体に奨励金を、回収業者に協力金を交付する制度として、団体活動の充実と資源化意識の向上及び収集経費の節減に寄与しています。

この事業による回収量は計画収集による回収量とほぼ同量であり、資源化を補完している状況にあることから、今後も事業を継続します。

なお、【付属資料】表1-12は奨励金の交付対象となった集団回収実績です。

⑥その他

排出抑制及び再利用の取り組みには、関係団体と事業者の協力が不可欠です。

深川市環境衛生協会では、春・秋のイベント時に古着や毛布、古紙回収、フリーマーケット等を市と共催で行っています。

平成21年2月には、深川消費者協会・市内2事業所・市の3者が「ごみの発生抑制と環境にやさしい省資源の推進に向けたレジ袋の削減に関する協定」を締結し、マイバックの利用を呼びかけ、ごみの減量のため相互連携するなかでそれぞれの立場から取り組んでいくことを確認しています。

さらに、家庭から排出される廃食用油（使用済天ぷら油）の多くは「生ごみ」として処理されていますが、この有効利用を図るため回収事業者が「暖房用燃料」として拠点回収を実施しており、資源化の取り組みとして市広報等により周知しています。

今後もこのような市民・事業者・行政の連携した取り組みが必要です。



5. 基本方針

1) 廃棄物処理基本方針

国は、廃棄物処理法の規定に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。

この基本方針（平成22年12月変更）では、

- ①廃棄物の適正な処理の基本的な方向
- ②廃棄物の適正な処理に関する目標
- ③廃棄物の適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- ④廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項
- ⑤その他廃棄物の処理に関し必要な事項

の項目を掲げています。

この中では、世界的な資源制約の顕在化や地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応が急務となっていることから、低炭素社会の観点にも配慮しつつ、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会への転換をさらに進めることが必要であるとしています。

また、廃棄物の施策としては「できる限り廃棄物の排出を抑制」し、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮しつつ、「再使用」「再生利用」「熱回収」の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては「適正な処分を確保」することを基本としています。

さらに一般廃棄物の削減では、平成19年度と比較し平成27年度の排出量を約5%削減するなどの目標値を掲げています。

本市においては、平成20年に策定した深川市環境基本計画の中で「ごみ（分野）」を生活に身近で関心の高い環境課題として位置付け「資源循環型社会の推進」及び「ごみの適正処理」について市民・事業者・市の3者の役割を明記しています。また、ごみの排出抑制・再利用・再生利用や各種リサイクル法の遵守、不法投棄及び野外焼却の防止についてその実践目標を掲げています。

平成17年度年度には「一般廃棄物処理計画」の一部として、生活雑排水及びし尿処理における生活排水処理率の向上を目的として生活排水処理計画を策定しており、これら生活排水及びし尿処理を除くごみ処理について、国の基本方針を準用し本市の方針とします。特に、ごみ処理事業を衛生的な住民生活に関する重要な要素としてとらえ、有料指定ごみ袋制による有料化や資源ごみの分別収集により、適正かつ効率的な処理に努めています。

全国的に環境に対する関心が高まりをみせるなか、雄大な森林資源を有し、道内でも有数の農作物生産地である本市にとってごみ処理事業は、環境問題だけに留まるものでなく、今後ともより一層排出抑制や資源化、廃棄物の適正処理を図り、本市が有する豊かな自然環境及び衛生的な住民生活の保全に努める必要があります。以下、本計画の基本方針を示します。

●深川市の基本方針

市民・事業者・行政の協働による廃棄物の排出抑制と資源循環型社会を推進するため、本計画の基本方針を次のとおりとします。

- 一般廃棄物の排出抑制及び再利用・再生利用の推進（「第5章」に具体的に記載）
- 廃棄物の適正処理（「第6章」に具体的に記載）
- 廃棄物処理施設の整備（「第7章」に具体的に記載）

2) 計画処理区域の設定

計画処理区域は、本市の行政区域全域とします。ただし、施策の推進にあたっては、適正なごみ処理の観点から関係法令等を踏まえながら広域的な対応も視野に入れ、他の自治体や関係機関等と相互に連携し協力を得ることとします。

計画処理区域は表1-13のとおりです。

表1-13 計画処理区域

区 分	行政区域	計画処理区域	
		計画処理区域	計画外区域
面 積	529.23km ²	529.23km ²	0km ²

3) 目標年次

目標年次は、国のごみ処理基本計画策定指針に基づいて定めます。

指針（抄）

第1章 一般廃棄物処理計画

1. 一般廃棄物処理計画

（6）一般廃棄物処理計画策定の時期

①基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。特に、市町村合併を行った市町村にあつては、速やかに計画を策定する必要がある。

②実施計画

一般廃棄物処理実施計画は、毎年度末までに、次年度に関するごみ及び生活排水の処理について策定する必要がある。

本計画では、上記通知により計画目標年次を計画策定時から15年後の平成39年度におき、中間目標年次を5年後の平成29年度及び10年後の平成34年度に設定します。
 また、状況の変化や施設整備年度等については随時見直しを図り柔軟に対応します。
 なお、実施計画としてこれまでどおり全戸に「ごみ処理ガイド」を配布します。

表1-14 計画目標年次の設定

年度	ごみ処理基本計画目標年次	
平成24	計画策定	
25	中間目標年次	第1期
26		↓
27		↓
28		↓
29		↓
30	中間目標年次	第2期
31		↓
32		↓
33		↓
34		↓
35	計画目標年次	第3期
36		↓
37		↓
38		↓
39		↓

4) 目標値

廃棄物処理法に基づく国の基本的な方針を考慮し、本計画におけるごみの排出量見込み及びリサイクル率の目標を設定します。

表1-15 排出量見込み及びリサイクル率目標値

区分	H19年度	H23年度	H29年度	H31年度	H34年度	H39年度
排出量見込み(t)	7,987	7,211	6,550	6,290	5,930	5,320
リサイクル率(%)	20.33%	19.64%	23.95%	24.77%	24.96%	25.31%

第2章 一般廃棄物の処理主体

平成23年度以降のごみ処理の主体は、図2-1及び図2-2のとおりです。

1. 北空知衛生センター組合による中間処理

①可燃ごみ

北空知衛生センター組合に集約され、可燃ごみ運搬中継施設でコンテナに圧縮され、歌志内市にある焼却処理施設に搬入し年間4千トンが処理されています。動物死体処理は、平成16年10月から小動物死体を北空知衛生センター組合（冷凍庫保管）が赤平市にある焼却施設に搬入し処理しています。また、大動物死体は市外の民間処理業者へ排出者が直接搬入する方法で焼却処分を委託しています。今後もその処理を継続します。

②生ごみ

生ごみバイオガス化施設において処理しており、処理過程で発生するメタンガスを回収し、発電を行い場内施設の電力として活用されています。

また、この施設では生ごみ搬入重量が約14%にまで減量されるため、埋立ごみの縮減に寄与しています。今後も処理体制を維持し生ごみの処理を行います。

③不燃ごみ及び資源ごみ

平成23年4月に深川市リサイクルプラザを北空知衛生センター組合に移管し、可燃・生ごみ同様1市4町による広域処理を行っています。

特に、資源化可能ごみはリサイクル率の向上につながることから、資源となる方策を構成市として検討していきます。

2. 中・北空知廃棄物処理広域連合による可燃ごみ焼却処理

平成15年度以降、中・北空知地域（5市9町）の可燃ごみは、区域を3ブロック（北空知衛生センター組合・中空知衛生施設組合・砂川地区保健衛生組合）毎に集約し、それぞれの組合は(株)エコバレー歌志内に焼却処分を委託していますが、平成21年に(株)エコバレー歌志内は、経営状況の悪化から平成25年3月31日をもって可燃ごみ焼却事業からの撤退を表明しました。

このため、5市9町及び3組合は、(株)エコバレー歌志内の代替施設について検討を行い、共同で焼却処理施設を建設することを確認し、平成21年11月30日には「中・北空知地域ごみ処理施設整備準備会」において、5市9町による「中・北空知廃棄物処理広域連合」の設置を決定、広域連合によるごみ焼却施設の建設、運営及び管理事務について合意しています。

平成22年2月2日には広域連合の設立が北海道知事より許可され、可燃ごみ焼却施設建設に着手し、平成25年4月から稼働の予定です。

3. 最終処分

資源化に適さない残渣等は、深川市一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。現在使用している最終処分場は、平成16年7月から埋立処理を開始し、平成30年度末に埋立終了の計画で建設しています。平成23年度末の埋立量は7,361m³で、埋立地容積38,400m³に対して19%の埋立率であり、当初計画を下回っていることから、この状況で推移すると最終処分場の埋立終了年次を延伸できる見込みです。

このため次期最終処分場の建設については、今後の埋立処分量を見極めながら、適切な時期に検討します。

【付属資料】図2-1 ごみの処理主体毎の処理フロー図

【付属資料】図2-2 ごみ処理主体毎の処理フロー図（動物死体）

【付属資料】図2-3 リサイクルプラザにおける不燃・資源ごみ処理

4. 市町村間におけるごみ処理

北空知管内（1市4町）の民間廃棄物処理施設は、現在、本市にしか設置されていないため、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町からの一般廃棄物の受入れ（処理業の許可を含む）については、広域処理の観点から事務手続きの効率化・簡素化に向けて検討協議します。

また、上記4町以外からの一般廃棄物の受入れ及び搬出については、民間施設の活用を前提として、市町村間協議を行います。

なお、災害時等における処理等も想定されるため、この様な場合には本市及び他市町村の一般廃棄物処理を円滑に行うため、必要に応じて区域外への搬出及び区域外からの受入を行います。

第3章 一般廃棄物の分別の区分及び分別収集の種類

本市は平成14年10月から【付属資料】表3-1のとおり6分別14種類(動物死体を除く)のごみの分別を行っています。今後も現収集体制を継続し、特に容器資源ごみについては法改正等に注視し、分別収集計画を策定する中で見直しを検討していくとともに新たなごみの分別についても検討します。なお、詳細については実施計画である「ごみ処理ガイド」により周知します。

収集日は、ごみ収集カレンダーを定期的に発行し周知します。なお、一般廃棄物として市が収集しないもの及び処理困難物については【付属資料】表3-2のとおりです。

また、平成24年8月に制定された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律について、品目を設定し資源化に努めます。

表3-1 分別の区分等

分別の区分		種類	分別収集方法
1) 燃えるごみ	①	紙くず、木くず、プラスチック類、布類、革類、その他可燃性ごみ ※資源ごみを除く	指定ごみ袋による収集
2) 生ごみ	②	台所ごみ(厨芥類)	
3) 燃えないごみ	③	金属及び金属部品を含む物、陶磁器、ガラス類、小型家電、 ※資源ごみを除く	
4) 粗大ごみ	④	ごみ袋に入らないごみ	申込みによる戸別収集
5) 容器資源ごみ			
空ビン(茶色)	⑤	ジュース・ワイン・調味料・飲み薬・化粧水用等のビン	配布するコンテナによる回収
空ビン(無色)			
空ビン(その他)			
空缶(スチール)	⑥	ジュース・ビール等の缶	配布するネットによる回収
空缶(アルミ)			
ペットボトル	⑦	ジュース・しょうゆ・酒・ドレッシング等	(半)透明袋または配布するネットによる回収
白色トレイ	⑧	白色トレイ	
6) 紙等資源ごみ			
新聞	⑨	新聞及び折り込みチラシ	ひもで縛ったもの若しくは荷崩れしないように梱包
雑誌	⑩	週刊誌、カタログ、はがき、包装紙等	
紙パック	⑪	ジュース・酒等の紙製容器包装物	
ダンボール	⑫	ダンボール、厚紙	
蛍光管	⑬	棒状・リング状・球状の蛍光管	保護筒 ※水銀体温計は環境課窓口回収
乾電池	⑭	マンガン電池・アルカリ電池	(半)透明袋
動物死体		動物死体	—

表3-2 市が収集しない一般廃棄物

区 分	内 容
産業廃棄物	建設廃材、事業所からの廃油、汚泥、燃えがら、廃プラスチック、金属くず等
特別管理 一般廃棄物	感染性廃棄物（注射針等）、飛散性アスベスト、フロン（代替フロン含む）充填物等
一般廃棄物	家電リサイクル法対象物
	テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機
	資源有効利用促進法対象物
	パソコン等
	処理困難物
	農業作物残渣、タイヤ、バッテリー、自動車、自動二輪車、 原動機付自転車、ガスボンベ、ピアノ等
	危険物
	薬品容器（毒劇物等）
製造事業所若しくは販売店自主回収物	
	携帯電話、消火器等

※北空知衛生センター組合ごみ処理基本計画に定めた場合はこの限りではない。

第4章 一般廃棄物の排出量及び資源化量の見込み

1. 人口推計

ごみ処理の長期計画を策定するうえで、ごみの発生量を予測する必要があり（ごみ量の予測は1人1日あたりのごみ排出量に人口を乗じて求める）、そのためには人口の将来予測が重要な要素となります。

本市の人口の推移は表1-1（第1章：人口の推移）にあるとおり、減少傾向が続いています。

また「国立社会保障・人口問題研究所」が発行している日本の市区町村別将来推計人口（平成20年12月推計）による深川市の将来人口は表4-1のとおりで、これまでの減少傾向が今後も続くと予測されます。この推計人口公表値は5年間隔のため、その間の年度毎の人口予測値を直線式で求めると、表4-2のとおりとなります。

その結果、中間目標年次である平成29年度は21,815人、平成34年度は20,022人、計画目標年次である平成39年度は18,200人になります。

表4-1 国立社会保障・人口問題研究所推計値

年度	推計人口 公表値（人）	指数 (2005年=100)
2015年（平成27年）	22,522	87.2
2020年（平成32年）	20,756	80.3
2025年（平成37年）	18,924	73.2
2030年（平成42年）	17,114	66.2
2035年（平成47年）	15,409	59.6

表4-2 人口予測値（計画年度内）

年 度	予測値	増減	年 度	予測値	増減
平成24年度	23,511		平成32年度	20,756	△351
25	23,181	△330	33	20,389	△367
26	22,851	△330	34	20,022	△367
27	22,522	△329	35	19,655	△367
28	22,169	△354	36	19,288	△367
29	21,815	△354	37	18,924	△367
30	21,461	△354	38	18,562	△362
31	21,107	△354	39	18,200	△362

2. 排出量の見込み

ごみ排出量及び処理量の予測は、平成14年10月から分別体系に変更がないため、過去の排出量実績を基に予測します。

排出量算定の考え方（目標値）については、廃棄物処理法に基づく国の基本方針である「平成27年度目標値が平成19年度対比対比5%削減」を基本に、本市の過去3年間（平成21～23年度）の1人当たり排出量平均値を基準として、今後8年間（平成24～31年度）で5%削減することを目標に進めます。

なお、粗大ごみの排出量については、高齢化・核家族化の影響により需要があることから、1人当たり排出量は現状維持で推移し、資源ごみは現状を維持しつつ資源化率の向上を図ることを当面の目標として目標値とします。

ごみの収集等の搬入体制は大きく区分すると「計画収集ごみ」と「直接搬入ごみ（個人・事業所）」に区分されます。それぞれのごみ種別毎の1日1人あたりの排出量計算値を基礎として人口予測値を乗じ推計を行います。

表4-3 目標年次毎の1人当たり排出量見込み (単位：g/日・人)

		可燃	生ごみ	不燃	粗大	資源
平成21～ 23年度平均	計画収集	239	148	36	6	104
	直接搬入（個人）	11	0.421	35		4
	直接搬入（事業所）	137	75	38		8
29年度	計画収集	230	142	35	6	114
	直接搬入（個人）	11	0.405	34		4
	直接搬入（事業所）	132	72	37		9
31年度	計画収集	227	141	34	6	117
	直接搬入（個人）	10	0.400	33		5
	直接搬入（事業所）	130	71	36		9
34年度	計画収集	225	139	34	6	117
	直接搬入（個人）	10	0.396	33		5
	直接搬入（事業所）	129	71	36		9
39年度	計画収集	221	137	33	6	117
	直接搬入（個人）	10	0.390	32		5
	直接搬入（事業所）	127	69	35		9

以下、ごみ排出量の将来予測値は【付属資料】のとおりです。

1) 計画収集分の排出量見込み

【付属資料】表4-4 計画収集ごみの実績

【付属資料】表4-5 計画収集ごみの予測値

2) 直接搬入分の排出量見込み（家庭系）

【付属資料】表4-6 直接搬入（家庭系）ごみの実績

【付属資料】表4-7 直接搬入（家庭系）ごみの予測値

3) 直接搬入分の排出量見込み（事業系）

【付属資料】表4-8 直接搬入（事業系）ごみの実績

【付属資料】表4-9 直接搬入（事業系）ごみの予測値

4) 排出量見込み総括

【付属資料】表4-10 排出量予測値総括

3. 資源化量見込み

中間処理後の資源化量については、排出時における分別精度の向上や小型廃家電の資源化に取り組み、資源ごみ搬入量の1.3倍を目標とし、【付属資料】表4-11のとおり推計しています。

4. 資源物集団回収量の見込み

近年における資源物集団回収の実績は、1人当たり16kg/年であり、今後もほぼ同水準で推移すると想定し、1人当たりの回収量に人口予測値を乗じた量を予測値とします。

【付属資料】表4-12 集団回収量予測値

5. 最終処分量の見込み

北空知衛生センター組合廃棄物処理施設の処理残渣は、構成市町からのごみ搬入量割合に応じて、それぞれの最終処分場で埋立処分しています。

今後の最終処分量見込み（【付属資料】表4-14）は、平成16年7月埋立開始から平成23年度末までの埋立処分量（【付属資料】表4-13）の実績と、前述のごみ排出見込み量により埋立量を推計しています。

6. リサイクル率の見込み

リサイクル率は、資源循環型社会を構築するうえで大きな指標となります。このリサイクル率は、廃棄物総排出量（【付属資料】表4-10）と資源物集団回収量（【付属資料】表4-12）の合計量に対して、資源物集団回収量と資源化量（【付属資料】表4-11）の合計量が占める割合となります。

リサイクル率の推計値は以下のとおりです。

表4-15 リサイクル率の見込み

年度	排出量 (t) a	集団回 収量(t) b	資源化 量 (t) c	リサイクル率 (%) d=(b+c)/(a+b)	備 考
平成24年度	7,180	370	1,310	22.25	
25年度	7,060	370	1,320	22.75	
26年度	6,930	360	1,320	23.05	
27年度	6,810	360	1,320	23.43	
28年度	6,680	350	1,320	23.76	
29年度	6,550	340	1,310	23.95	中間目標年次
30年度	6,410	340	1,310	24.44	
31年度	6,290	330	1,310	24.77	
32年度	6,180	330	1,290	24.88	
33年度	6,050	320	1,270	24.96	
34年度	5,930	320	1,240	24.96	中間目標年次
35年度	5,800	310	1,220	25.04	
36年度	5,680	300	1,200	25.08	
37年度	5,560	300	1,170	25.09	
38年度	5,430	290	1,150	25.17	
39年度	5,320	290	1,130	25.31	計画目標年次

例) 平成29年度推計値におけるリサイクル率算出

$$\begin{aligned}
 & \frac{\text{集団回収量 (b) + 資源化量 (c)}}{\text{排出量 (a) + 集団回収量 (b)}} \times 100 = \frac{340\text{t} + 1,310\text{t}}{6,550\text{t} + 340\text{t}} \\
 & = 23.95\%
 \end{aligned}$$

第5章 一般廃棄物排出抑制のための方策

今日のごみ問題は、生産、流通、消費の各段階における様々な要因が複雑に関連しているため、ごみ排出抑制の取り組みには、市民、事業者、行政の役割を明確にする必要があります。

また、国は「3R」として、1. リデュース（ごみの発生抑制）、2. リユース（再使用）、3. リサイクル（再生利用）の優先順位で、天然資源の消費を抑制し環境負荷ができるだけ低減される資源循環型社会の推進を目指しています。

このことを踏まえ、本市では「3R」の推進を排出抑制のための方策と位置付け、3者の役割を以下のように分担します。

なお、排出量に応じた負担の公平と排出抑制を目的としたごみ処理手数料についても排出抑制の方策として位置付めます。

「3R」を推進するための具体的な内容

①市民

区分	具体的な取り組み
◎ごみの発生抑制 ＝【リデュース】	○ごみ発生抑制に配慮した消費行動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装（レジ袋、紙包装等）の削減への協力 ・マイバック利用の推進 ・生ごみ削減～適量購入、食べ残しを少なく ・使い捨て商品の使用自粛 ・レンタル製品の活用 ○物を大切に使う生活習慣の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・修理や長期間利用
◎ごみの再使用 ＝【リユース】	○再使用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットへの参加 ・リサイクルショップの活用 ・リターナブルびん等の積極的利用
◎ごみの再生利用 ＝【リサイクル】	○再生利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・資源物の分別排出 ・資源物集団回収の実施 ・各家庭での生ごみの堆肥化 ・店頭でのメーカー自主回収品（インクカートリッジ等）の回収協力 ○再生品の利用 <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル品の積極的利用

②事業者

区分	具体的な取り組み
◎ごみの発生抑制 ＝【リデュース】	○ごみ発生抑制に配慮した販売方法の推進〔小売店〕 ・容器包装（レジ袋、紙包装等）の減量化 ・バラ売り、量り売り等の販売推進 ・詰替商品等の省資源型商品の充実 ○ごみ発生抑制に配慮した事業活動の推進〔小売以外の事業者〕
◎ごみの再使用 ＝【リユース】	○再使用に配慮した事業活動の推進 ・リターナブルびんの店頭回収 ・再使用可能な商品の販売
◎ごみの再生利用 ＝【リサイクル】	○流通包装廃棄物（ダンボール等）の回収、再生利用 ・複数の事業所による効率的な資源回収 ・メーカー自主回収品の店頭回収

③行政

区分	具体的な取り組み
◎ごみの発生抑制 ＝【リデュース】	○市民へのごみ減量化の啓発活動 ・広報等を利用したごみ処理量等の情報の提供 ○事業者へのごみ減量化の指導 ・多量排出事業者への減量指導
◎ごみの再使用 ＝【リユース】	○再使用事業の推進 ・フリーマーケットの開催 ・リサイクル市の開催 ・再使用可能品の周知
◎ごみの再生利用 ＝【リサイクル】	○再生利用事業の推進 ・資源物の分別排出指導 ・資源物集団回収奨励金の交付 ・古着回収の実施 ・生ごみ堆肥化容器の購入助成 ・「北海道認定リサイクル製品」のPR ○公共事業における再生品使用の促進 ・グリーン購入 ○資源ごみ収集の分別品目の追加検討

第6章 廃棄物の適正な処理に関する基本的事項

1. 収集・運搬計画

収集・運搬部門は、多くの人手を要することから、清掃事業費に占める割合が高く、また、住民と直接かかわりのある重要な部門です。

本市では中間処理施設の稼働に伴い、可燃ごみ、不燃ごみ、生ごみ、容器資源ごみ、紙等資源ごみ、粗大ごみの分別収集を行っていますが、より効率的な収集・運搬を行うために、次の施策を推進します。

なお、事業活動に伴って生ずる廃棄物（事業系廃棄物）については、事業者自らの責任による処理が義務付けられており、従来どおり自己処理あるいは施設への直接搬入を原則とします。

1. ごみの再生利用に配慮した分別収集を推進するため、可燃ごみ、不燃ごみ、生ごみ、容器資源ごみ、紙等資源ごみ、粗大ごみの6分別の徹底に努めるとともに、資源ごみについては分別精度を高めます。
2. 収集時間の短縮及び収集効率向上のため、ごみステーションの適正配置に努めます。
3. 事業系ごみは、自己処理原則を徹底するため、ごみ処理の現状を把握するとともに、直接搬入ごみの分別が一層図られるよう取り組みます。
4. ごみの適正処理を継続するため、委託業者及び許可業者の指導にあたりとともに処理業許可要件の見直し等を図ります。

ごみ処理施設への搬入ごみ量を平準化するため市内を8地区に区分し、ごみ種別ごとに収集する曜日が集中しないようにプログラムを組んでいます。

ごみ出しルールを徹底するために、定期的にごみ収集カレンダーを発行します。

また、現行の収集地区は市街地区4地区・農村地区4地区の計8地区に区分し、収集業務を委託していますが、収集業務の効率化をさらに検討します。

収集地区は、次のとおりです。

【市街地域収集地区】

収集地区	地域	町内会名
北地区	一 已	第1稲穂、稲穂、第1～第3堺町、新五月、共進、桜町、桜坂、あけぼの町、西日向、大師、新岩山（一部）、東岩山、南出雲、常盤の一部
	多度志	多度志、中央、弥栄、下多度志東、北多度志、上多度志、宇摩、幌成、鷹泊、幌内
南地区	一 已	東1区、二十四孝、旭区、幸町、末広町、大町、東大町、鉄道（JRアパートは西地区）
	納 内	2区、7区、8区の1～3、10区の1、時計台、10区の3・4、グリーンタウン
	音 江	吉住の一部、更進第1・2、内園第1・2
西地区	深 川	緑町東、緑町西、西町第一～第三、錦町、文光町、開西町、共栄、芽生、新町、太子町、新光町、鉄道（JRアパート）
中央地区	深 川	南1・2丁目、北仲1・2丁目、3丁目、4丁目、南5丁目、北5丁目、丸の内、6・7丁目、北6・7丁目、花園、本8・9丁目、仲の町、駅前
	一 已	北日の出、南日の出、旭町
	音 江	音江第4、広里第1、広里第2A・B、広里第3A～C、広里第4A～C、広里第5A・B、豊泉第1、豊泉第3A～C、向陽第1の一部、向陽第4、稲田の一部

【農村地域収集地区】

収集地区	地域	町内会名
多度志地区 一已鉄北地区	一 已	一～三北星、西北星、新星、東日向、中の沢、西共成、豊泉、昇保、新岩山（一部）、北出雲、常盤の一部
	多度志	下多度志西、石橋、中多度志、川向、若林、湯内、ウッカ、竜水、ヌップ、ペンケ
納内地区 一已鉄南地区	一 已	東石狩、西石狩、東区、東二区、西入志別、東水源、南水源、北水源
	納 内	1区、3～5区、6区1・2、9区、12区
	音 江	吉住（養鶏団地前、山田農園前）、菊丘
メム地区	深 川	東町、北区、南区、南菊水、北菊水、巴
音江地区	音 江	音江第1、音江第3A・B、豊泉第2、向陽第1の一部、向陽第3、稲田の一部

次に、計画期間中における収集・運搬体系は以下のとおりです。

【家庭系収集ごみ】

ごみ種別	収集形態	収集回数	収集主体	備 考
燃えるごみ	ごみステーション方式	週 2 回 (農村地域は週 1 回)	市委託収集	
生ごみ				
燃えないごみ		隔週 1 回		
容器資源ごみ				
紙等資源ごみ				
粗大ごみ	戸別回収	月 2 回		

【家庭系及び事業系直接搬入ごみ】

ごみ種別	収集形態	運搬回数	運搬主体	備 考
燃えるごみ	自己搬入及び許可業者	随時	排出者及び許可業者	大量に排出する場合は、事前に運搬及び搬入方法について協議が必要です。
生ごみ				
燃えないごみ				
容器資源ごみ				
紙等資源ごみ				

【有害ごみ及び適正処理困難物】

ごみ種別	収集形態	運搬回数	運搬主体	備 考
特別管理一般廃棄物	自己搬入及び許可業者	随時	排出者及び許可業者	排出先は処理業者若しくは自主回収先
適正処理困難物				

2. 中間処理計画

深川市の廃棄物は、広域連合にて可燃ごみの焼却処理を行い、また、全ての種別の廃棄物（事業系等を除く）を北空知衛生センター組合で中間処理していることから、構成市として排出時のごみの分別精度を高め、効率的な施設運営に努めます。

3. 最終処分計画

現在、本市で使用している一般廃棄物最終処分場は、平成14年度に建設に着手し、平成16年7月から埋立処理を開始しています。

建設時の計画では15年間の利用を予定していましたが、施設容量38,400m³に対して平成23年度末残余容量は約31,000m³となっており、約7年間の埋立に対し約19%の埋立状況となっています。中間処理施設の稼働によって埋立量が激減し延命化が図られている状況にあります。

また、最終処分場からの浸出水を公共下水道に投入し、水処理経費の節減を図りつつ、廃棄物最終処分場性能指針に基づいた構造・機能を維持し、地下水や公共の水域の汚染防止とともに適切な維持管理を行っています。

なお、昭和61年度から平成16年6月末まで利用してきた最終処分場については、終了閉鎖計画に基づき適切な維持管理を行っています。

引き続き、周辺環境に配慮した維持管理を行います。

第7章 廃棄物処理施設の整備に関する方策

1. 中・北空知廃棄物処理広域連合焼却処理施設

中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却処理施設の概要は次のとおりです。

①施設の概要

項目	概要
建設場所	歌志内市字東光30番地17他（旧発電所跡地付近）
敷地面積	20,466m ² （歌志内市有地）
供用開始予定	平成25年4月1日
余熱利用	蒸気タービン発電機による発電（発電容量:1,770kw） ・場内利用（冷暖房・ロードヒーティング） ・余剰電力は売電

②処理能力

項目	概要
施設規模	85 t / 日 [42.5t × 2 炉]（1時間当たり1.78t/炉）
焼却対象物	5市9町の可燃性一般廃棄物 ・一般可燃ごみ（生ごみを除く） ・可燃性破碎残渣 ・資源ごみ処理後の可燃ごみ
焼却方式	ストーカ炉
稼働時間	1日24時間稼働
焼却灰の処理方法	埋立処理 （埋立予定地：歌志内市一般廃棄物最終処分場）



SORAちゃん

2. 北空知衛生センター組合廃棄物処理施設

北空知衛生センター組合廃棄物処理施設の概要は以下のとおりです。

①可燃ごみ運搬中継施設の概要及び処理能力

項 目	概 要
処理対象物	1市4町の可燃性一般廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・一般可燃ごみ（生ごみを除く） ・可燃性破碎残渣 ・資源ごみ処理後の可燃ごみ
処理能力	23 t / 日
主要設備	受入供給設備、圧縮設備、搬出車輛等

②可燃ごみ運搬中継施設における搬入状況（動物死体を含む）

項 目	21	22	23	平均
深川市	3,821	3,742	3,385	3,649
妹背牛町	351	350	361	354
秩父別町	280	275	305	287
北竜町	201	201	213	205
沼田町	398	395	388	394
計	5,051	4,963	4,652	4,889

③生ごみバイオガス化施設の概要及び処理能力

項 目	概 要
処理対象物	1市4町の生ごみ（家庭系・事業系一般廃棄物）
処理能力	16 t / 日
主要設備	受入供給設備、メタン発酵設備、発電設備等

④生ごみバイオガス化施設における搬入状況

項 目	21	22	23	平均
深川市	2,021	1,947	1,871	1,946
妹背牛町	251	246	232	243
秩父別町	123	121	118	121
北竜町	144	135	136	138
沼田町	186	183	175	181
計	2,725	2,632	2,532	2,630

⑤リサイクルプラザの概要及び処理能力

項 目	概 要
処理対象物	1市4町の不燃・資源ごみ(家庭系・事業系一般廃棄物)
処理能力	13t/日(不燃ごみ:8t/日・資源ごみ:5t/日)
主要設備	破砕設備、圧縮設備、選別設備・梱包設備等

⑥リサイクルプラザにおける搬入状況

項 目	23			
	不燃	粗大	資源	計
深川市	941	51	963	1,955
妹背牛町	108	11	149	268
秩父別町	95	6	116	217
北竜町	58	5	102	165
沼田町	102	13	101	216
計	1,304	86	1,431	2,821

3. 一般廃棄物最終処分場

現在埋立中の深川市一般廃棄物最終処分場は平成16年7月に供用を開始し、埋立容量38,400m³に対して平成23年度末の残余容量は約31,000m³であり、約19%の埋立率になっています。

埋立期間を平成30年度までの15年間として計画していますが、毎年度の埋立ごみ量が当初計画を下回っており、このため計画期間を超える利用が可能と考えられます。

ただし、埋立量は経済状況や災害等の影響を大きく受けることから、次期最終処分場の建設については、今後、残余容量の推移を把握しつつ、適切な時期に検討を行います。

第8章 その他ごみ処理に関する事項

各種リサイクル法を遵守するとともに、ごみの不法投棄や野外焼却等不適切な処理を防止し、良好な自然環境や生活環境の保全に努めることを目標とします。

1. 各種リサイクル法の遵守

廃棄物の適正処理と平行して、再生利用の方策として各種リサイクル法が制定されています。以下、市民・事業者・行政の3者における具体的な取組みは次のとおりです。

区分	具体的な取組み
市民	○適正処理の実践 ・各種リサイクル法に基づいた処理 ・処理困難物等の適正な処理 ・ごみ処理施設について理解を深める ○ごみボックスの維持管理 ・地域ぐるみでルール違反のごみのない取組み
事業者	○適正処理の実践 ・各種リサイクル法に基づいた処理 ・処理困難物等の適正な処理（買換時等） ・処理困難物の受入
行政	○適正処理の周知、啓発 ・各種リサイクル法対象品の処理方法の周知 ・処理困難物等の処理方法の周知、指導 ○ごみ処理施設見学等の学習機会の提供 ・「出前講座」の実施

2. 不法投棄防止対策及び野外焼却防止対策

現行の分別収集開始以降、本市のごみ排出量は減少していますが、一方、山間地・原野等への不法投棄や野外焼却（ドラム缶や簡易焼却炉を使用した焼却等）の苦情が寄せられており、自然環境や生活環境の保全のためには、これらの不適正なごみ処理を防止する必要があります。

市民・事業者・行政の3者による一体的な取組みを進める必要があり、その取組み内容は次のとおりです。

①市民

区分	具体的な取り組み
◎不法投棄の防止	○遵法意識の向上 ・ごみの持ち帰り ○所有地の適正管理 ・敷地内の清掃や草刈、整理整頓及び柵の設置等を行い、不法投棄を防止。 ○不法投棄の通報協力
◎野外焼却（ドラム缶や簡易焼却炉を使用した焼却）の防止	○野外焼却の違法性の認識 ○焼却炉の撤去 ○野外焼却の通報協力

②事業所

区分	具体的な取り組み
◎不法投棄の防止	○遵法意識の向上 ○所有地の適正管理 ・敷地内の清掃や草刈、整理整頓及び柵の設置等。 ○不法投棄の通報協力
◎野外焼却（ドラム缶や簡易焼却炉を使用した焼却）の防止	○野外焼却の違法性の認識 ○焼却炉の撤去 ○野外焼却の通報協力

③行政

区分	具体的な取り組み
◎不法投棄の防止	○不法投棄防止のための周知・啓発 ・所有地の適正管理のための周知、啓発 ・広報等による継続的な啓発 ・不法投棄防止看板の設置 ・不法投棄監視パトロールの実施 ○不法投棄通報の対応 ・警察及び北海道との連携
◎野外焼却（ドラム缶や簡易焼却炉を使用した焼却）の防止	○野外焼却防止のための周知・啓発 ・広報等による継続的な啓発 ・違反者への直接指導による啓発 ○焼却炉の撤去指導 ○野外焼却の通報対応 ・警察及び北海道、消防署との連携

3. 災害廃棄物

地震、台風、異常気象などの自然災害による廃棄物の処理については、地域防災計画で明記します。

なお、災害時の廃棄物の収集及び処理については、行動マニュアルを作成します。

深川市一般廃棄物処理基本計画 (深川市ごみ処理基本計画)

付属資料

表1-5 排出状況

(単位：t)

区分・年度	19	20	21	22	23	平均
燃えるごみ	3,496.52	3,371.69	3,377.24	3,317.86	3,384.87	3,389.64
計画収集	2,119.13	2,031.81	2,034.83	2,082.01	2,112.71	2,076.26
直接						
家庭系	76.82	81.88	105.28	92.69	93.19	89.97
搬入						
事業系	1,299.77	1,258.00	1,237.13	1,143.16	1,178.97	1,223.41
生ごみ	2,198.26	2,075.48	2,020.99	1,947.09	1,871.15	2,022.59
計画収集	1,455.41	1,382.83	1,342.15	1,287.60	1,245.56	1,342.71
直接						
家庭系	4.17	2.71	4.53	3.07	2.79	3.45
搬入						
事業系	738.68	689.94	674.31	656.42	622.80	676.43
燃えないごみ	1,162.49	870.31	886.85	1,004.25	940.80	972.40
計画収集	318.01	300.62	304.17	315.79	319.33	311.58
直接						
家庭系	349.98	292.32	249.42	387.15	263.60	308.49
搬入						
事業系	494.50	277.37	333.26	301.31	357.87	352.86
粗大ごみ	51.95	48.54	50.64	51.39	51.13	50.73
資源ごみ	1,078.22	1,030.43	1,026.34	1,021.96	962.80	1,023.95
計画収集	982.88	937.53	934.71	920.83	852.57	925.70
直接						
家庭系	25.15	23.88	23.20	31.72	35.76	27.94
搬入						
事業系	70.19	69.02	68.43	69.41	74.47	70.30
合計	7,987.44	7,396.45	7,362.06	7,342.55	7,210.75	7,459.85
計画収集	4,928.18	4,701.33	4,666.50	4,657.62	4,581.30	4,706.99
直接						
家庭系	456.12	400.79	382.43	514.63	395.34	429.86
搬入						
事業系	2,603.14	2,294.33	2,313.13	2,170.30	2,234.11	2,323.00

表1-6 資源化量

(単位：t)

区 分		19	20	21	22	23	平均
金 属 類	スチール缶	75.47	73.88	69.21	69.98	65.38	70.78
	アルミ缶	47.83	41.83	38.23	44.18	40.69	42.55
	鉄くず	172.75	181.27	178.60	181.88	175.42	177.99
容 器 類	空きビン(無色)	98.38	100.09	86.65	101.11	94.91	96.23
	空きビン(茶色)	113.04	116.30	105.34	108.05	109.79	110.50
	空きビン(その他)	36.93	46.44	33.95	48.59	36.12	40.41
	ペットボトル	72.13	65.09	76.21	74.83	67.77	71.21
	白色トレイ	5.08	3.87	5.32	5.19	3.50	4.59
	リターナブルビン	29.86	26.88	24.05	23.40	22.38	25.32
古 紙 類	新聞	225.03	218.24	202.87	188.88	145.91	196.19
	雑誌	153.45	146.61	143.53	150.36	122.77	143.34
	紙パック	7.67	7.59	7.62	6.91	4.85	6.93
	ダンボール	186.04	177.93	200.60	208.28	215.97	197.76
そ の 他	蛍光管	3.83	4.00	6.61	5.81	4.37	4.92
	乾電池	7.21	6.94	9.94	7.80	6.90	7.76
	ペットボトルキャップ		0.12	0.37	0.38	0.41	0.26
	携帯電話					0.06	0.01
合 計		1234.70	1217.08	1189.10	1225.64	1117.20	1,196.74

※不燃・資源ごみの広域処理によりH23年度分からは構成市町の搬入量割合（深川市分）で算定。

表1-7 埋立処分量及び埋立残余容量

区 分		19	20	21	22	23	平均
埋立処分量 (t)		978	689	632	686	728	743
	不燃ごみ残渣	666	384	331	432	348	432
	生ごみ残渣	312	305	301	254	380	310
残余容量 (m3)		34,197	33,123	32,035	31,668	31,039	—

表1-8 リサイクルプラザからの可燃ごみ搬出量

区 分	19	20	21	22	23	平均
可燃ごみ搬出量 (t)	385	372	443	424	433	411

※不燃・資源ごみの広域処理によりH23年度分からは構成市町の搬入量割合（深川市分）で算定。

表1-9 ごみ処理手数料

区 分	金 額	備 考
燃えるごみ袋	40リットル	80円 1枚あたり
	20リットル	40円 1枚あたり
生ごみ袋	14リットル	80円 1枚あたり
	7リットル	40円 1枚あたり
	3.5リットル	20円 1枚あたり
燃えないごみ袋	40リットル	80円 1枚あたり
	20リットル	40円 1枚あたり
	10リットル	20円 1枚あたり
資源ごみ	—	※無料
粗大ごみ処理券	1 個	306円
直接搬入ごみ	10kgあたり	130円 ※ごみ種別毎（資源ごみは無料）
動物死体	1kgあたり	100円 衛生センター組合に搬入

表1-10 コンポスト助成基数

(単位：個)

区 分	S63~H20	21	22	23	3か年平均
助成数	2,254	30	30	22	27
助成数累計	2,254	2,284	2,314	2,336	—
助成額 (千円)	6,007.5	60	60	44	55
助成額累計 (千円)	6,007.5	6,067.5	6,127.5	6,171.5	—

表1-11 古着の回収実績

(単位：kg)

区分	H6~20	21	22	23	3か年平均
回収量	40,573.9	3,537.0	2,607.0	2,880.0	3,008
累 計	40,573.9	44,110.9	46,717.9	49,579.9	

表1-12 資源物集団回収量実績

(単位:t)

区分	H10~20	21	22	23	3か年平均
新聞	1,855.070	251.790	231.820	226.350	236.653
紙パック	13.748	1.676	1.663	1.664	1.668
ダンボール	625.625	83.820	84.725	87.740	85.428
雑誌	486.540	57.590	56.555	59.605	57.917
計	2,980.983	394.876	374.763	375.359	381.666
実施団体数		49	47	44	

図 2 - 1 ごみの処理主体毎の処理フロー図

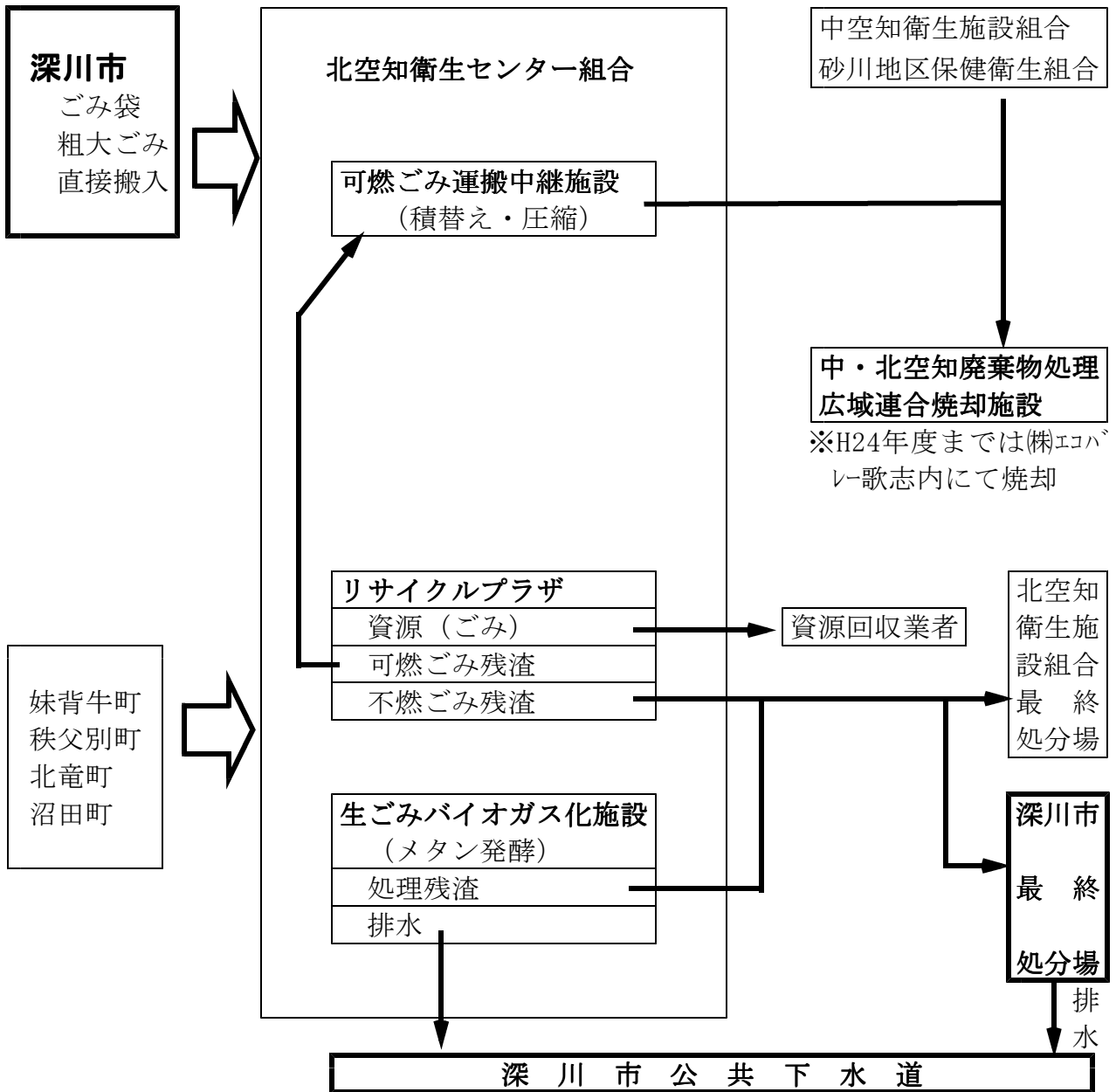
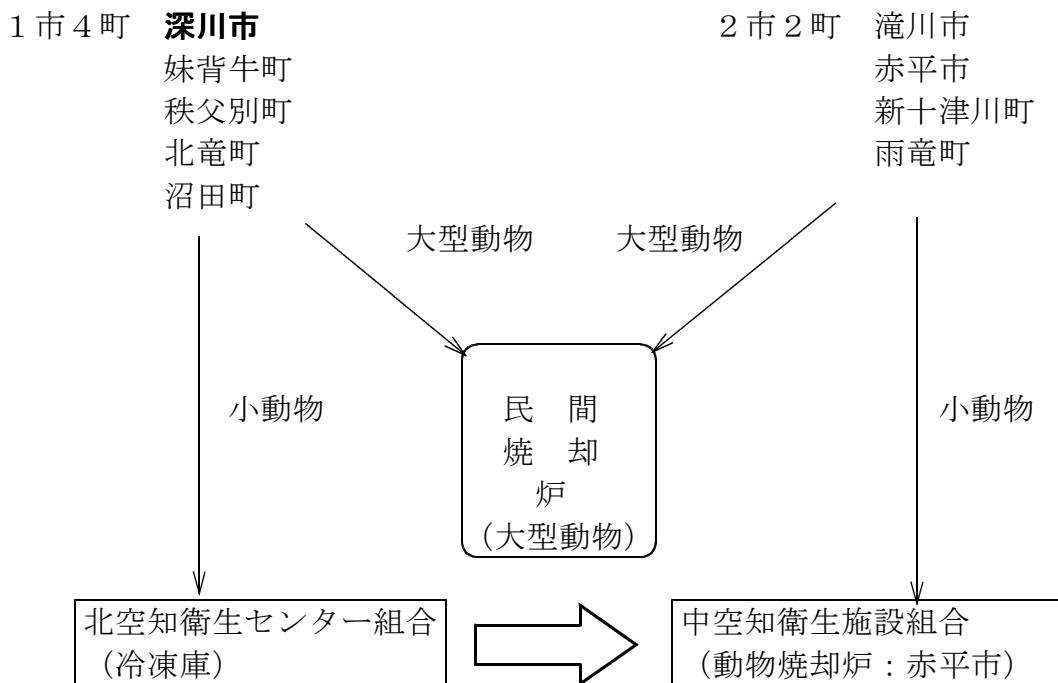


図 2 - 2 ごみ処理主体毎の処理フロー図（動物死体）



※大型動物を民間焼却施設へ搬入する際には、組合の事前承認を要す。

図 2 - 3 リサイクルプラザにおける不燃・資源ごみ処理

【搬入時】

【リサイクルプラザにおける処理】

【処 理 後】

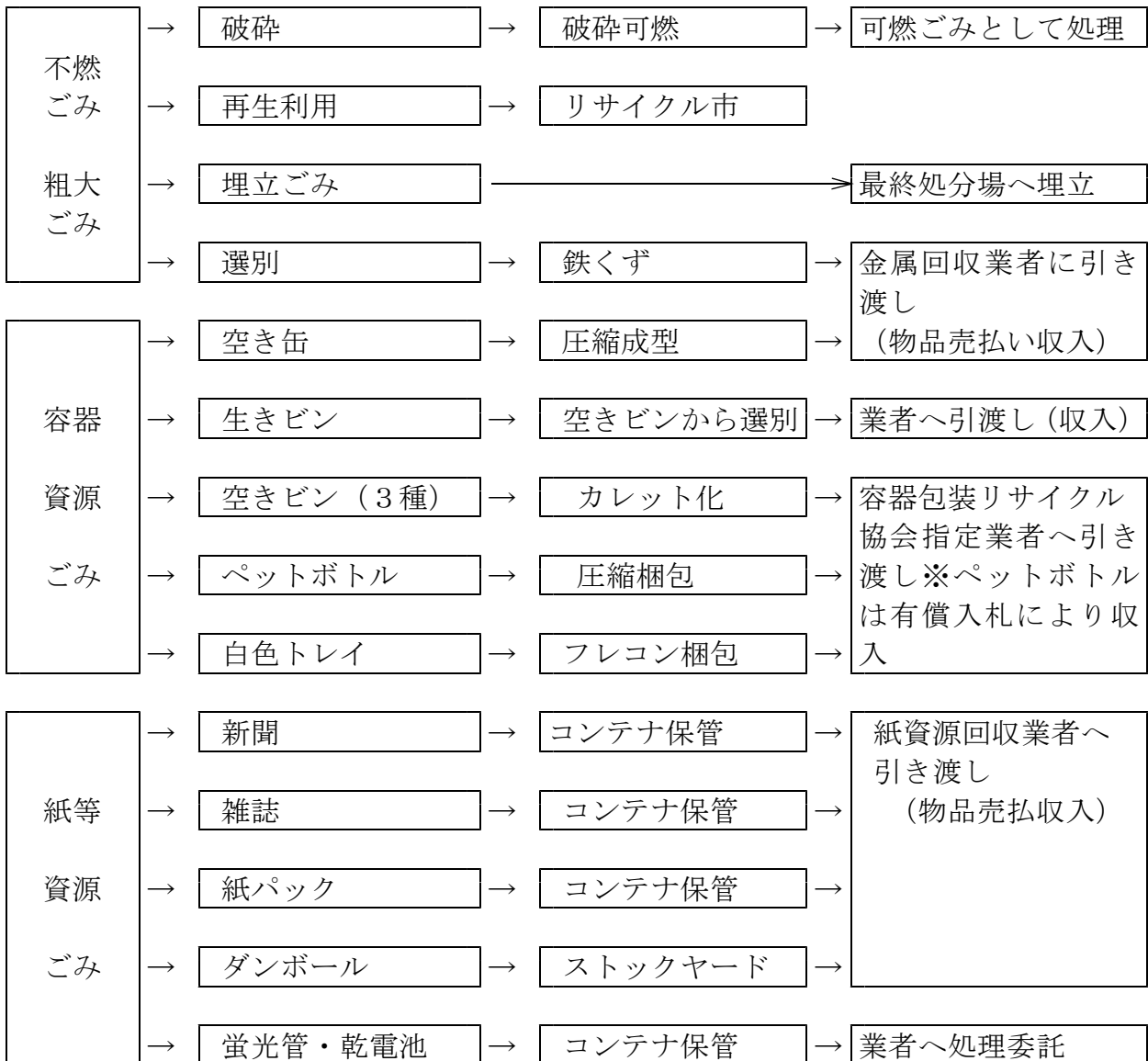


表 4 - 4 計画収集ごみの実績

年度	単位	可燃	生	不燃	粗大	資源	計
H21年度	t	2,035	1,342	304	51	935	4,667
H22年度	t	2,082	1,288	316	51	921	4,658
H23年度	t	2,113	1,246	319	51	853	4,582
H21～H23 年度平均	t	2,077	1,292	313	51	903	4,636

表 4 - 5 計画収集ごみの予測値

年度	単位	可燃	生	不燃	粗大	資源	計
H24年度	t	2,030	1,260	300	50	900	4,540
H25年度	t	1,990	1,230	300	50	900	4,470
H26年度	t	1,950	1,210	290	50	900	4,400
H27年度	t	1,910	1,180	280	40	900	4,310
H28年度	t	1,870	1,160	280	40	900	4,250
H29年度	t	1,830	1,130	270	40	900	4,170
H30年度	t	1,790	1,100	270	40	900	4,100
H31年度	t	1,740	1,080	260	40	900	4,020
H32年度	t	1,710	1,060	250	40	880	3,940
H33年度	t	1,670	1,040	250	40	870	3,870
H34年度	t	1,640	1,010	240	40	850	3,780
H35年度	t	1,600	990	240	40	840	3,710
H36年度	t	1,570	970	230	40	820	3,630
H37年度	t	1,530	950	230	40	800	3,550
H38年度	t	1,500	930	220	40	790	3,480
H39年度	t	1,470	910	220	40	770	3,410

表 4 - 6 直接搬入（家庭系）ごみの実績

年度	単位	可燃	生	不燃	資源	計
H21年度	t	105	5	249	23	382
H22年度	t	93	3	387	32	515
H23年度	t	93	3	264	36	396
H21～H23 年度平均	t	97	4	300	30	431

表 4 - 7 直接搬入（家庭系）ごみの予測値

年度	単位	可燃	生	不燃	資源	計
H24年度	t	90	4	290	30	414
H25年度	t	90	4	290	30	414
H26年度	t	90	3	280	30	403
H27年度	t	80	3	280	30	393
H28年度	t	80	3	270	30	383
H29年度	t	80	3	260	30	373
H30年度	t	80	3	260	30	373
H31年度	t	80	3	250	30	363
H32年度	t	70	3	250	30	353
H33年度	t	70	3	240	30	343
H34年度	t	70	3	240	30	343
H35年度	t	70	3	230	30	333
H36年度	t	70	3	230	30	333
H37年度	t	70	3	220	30	323
H38年度	t	60	3	220	30	313
H39年度	t	60	3	210	30	303

表 4 - 8 直接搬入（事業系）ごみの実績

年度	単位	可燃	生	不燃	資源	計
H21年度	t	1,237	674	333	68	2,312
H22年度	t	1,143	656	301	69	2,169
H23年度	t	1,179	623	358	74	2,234
H21～H23 年度平均	t	1,186	651	331	70	2,328

表 4 - 9 直接搬入（事業系）ごみの予測値

年度	単位	可燃	生	不燃	資源	計
H24年度	t	1,160	630	320	70	2,180
H25年度	t	1,140	620	310	70	2,140
H26年度	t	1,120	610	310	70	2,110
H27年度	t	1,090	600	300	70	2,060
H28年度	t	1,070	580	290	70	2,010
H29年度	t	1,050	570	290	70	1,980
H30年度	t	1,020	560	280	70	1,930
H31年度	t	1,000	540	270	60	1,870
H32年度	t	980	530	270	60	1,840
H33年度	t	960	520	260	60	1,800
H34年度	t	940	510	260	60	1,770
H35年度	t	920	500	250	60	1,730
H36年度	t	900	490	250	60	1,700
H37年度	t	880	480	240	60	1,660
H38年度	t	860	470	230	60	1,620
H39年度	t	840	460	230	60	1,590

表 4 - 10 排出量予測値総括

年度	単位	可燃	生	不燃	粗大	資源	計
H24年度	t	3,300	1,900	920	50	1,010	7,180
H25年度	t	3,230	1,860	910	50	1,010	7,060
H26年度	t	3,160	1,820	890	50	1,010	6,930
H27年度	t	3,100	1,790	870	40	1,010	6,810
H28年度	t	3,030	1,750	850	40	1,010	6,680
H29年度	t	2,960	1,710	830	40	1,010	6,550
H30年度	t	2,890	1,670	810	40	1,000	6,410
H31年度	t	2,830	1,630	790	40	1,000	6,290
H32年度	t	2,770	1,600	780	40	990	6,180
H33年度	t	2,710	1,570	760	40	970	6,050
H34年度	t	2,660	1,530	750	40	950	5,930
H35年度	t	2,600	1,500	730	40	930	5,800
H36年度	t	2,540	1,470	710	40	920	5,680
H37年度	t	2,490	1,430	700	40	900	5,560
H38年度	t	2,430	1,400	680	40	880	5,430
H39年度	t	2,380	1,370	670	40	860	5,320

表 4 - 11 中間処理に処理後の資源化量見込み

年度	単位	資源化量	年度	単位	資源化量
平成24年度	t	1,310	平成32年度	t	1,290
25年度	t	1,320	33年度	t	1,270
26年度	t	1,320	34年度	t	1,240
27年度	t	1,320	35年度	t	1,220
28年度	t	1,320	36年度	t	1,200
29年度	t	1,310	37年度	t	1,170
30年度	t	1,310	38年度	t	1,150
31年度	t	1,310	39年度	t	1,130

表4-12 集団回収量予測値

年度	単位	集団回収量	年度	単位	集団回収量
平成24年度	t	370	平成32年度	t	330
25年度	t	370	33年度	t	320
26年度	t	360	34年度	t	320
27年度	t	360	35年度	t	310
28年度	t	350	36年度	t	300
29年度	t	340	37年度	t	300
30年度	t	340	38年度	t	290
31年度	t	330	39年度	t	290

表4-13 埋立処分量及び容積

区 分		合計(H16~H23)	年平均
不燃 粗大 ごみ	施設への搬入量(t)	8,723	1,090
	埋立量(t)	3,878	485
	埋立率(%)	44.46%	-
生ごみ	施設への搬入量(t)	17,350	2,169
	埋立量(t)	2,432	304
	埋立率(%)	14.02%	-
処分場 埋立量	埋立容積(m ³)	7,361	920
	埋立量(t)	6,310	789
	ごみ1t当り埋立容量(m ³ /t)	1.16656	-

※埋立量容積には覆土量を含む。

表4-14 最終処分量見込み

年 度	最終処分量計(t)	同左分埋立量(m3)	その他埋立量(m3)	埋立量合計(m3)	残余容量(m3)	埋立率(%)
平成24年度	700	829		829	30,210	21.33
25年度	690	810		810	29,400	23.44
26年度	680	800	700	1,500	27,900	27.34
27年度	660	770		770	27,130	29.35
28年度	650	760		760	26,370	31.33
29年度	630	740	700	1,440	24,930	35.08
30年度	620	730		730	24,200	36.98
31年度	600	700		700	23,500	38.80
32年度	590	690	700	1,390	22,110	42.42
33年度	580	680		680	21,430	44.19
34年度	570	670		670	20,760	45.94
35年度	560	660	2,800	3,460	17,300	54.95
36年度	540	630	800	1,430	15,870	58.67
37年度	530	620	100	720	15,150	60.55
38年度	520	610	100	710	14,440	62.40
39年度	510	600	100	700	13,740	64.22

※その他埋立量

- ・ 生ごみバイオガス化施設可溶化槽汚泥の埋立量を平成26年度以降3年から4年に1度700m3を見込みます。
- ・ 処分場埋立地下部層が平成33年度に埋め終わる見込みのため、その際に中間覆土2,800m3を予定しています。また、上部層への埋立時には構造上法面整備(総量1,100m3)が必要なため、毎年100m3の覆土量を見込みます。

<<参考資料>> 用語解説

□一般廃棄物

一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（家庭系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（オフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿なども一般廃棄物に含まれる。

（※本計画は一般的なごみを対象としているため、し尿や浄化槽汚泥は除いている。）

□一般廃棄物処理計画

廃棄物処理法により、市町村が区域内の廃棄物を収集や処理する場合に策定しなければならない計画。

一般廃棄物処理計画は、ごみ処理と生活排水処理と区分して策定することが適当とされており、基本計画は概ね10年から15年の計画とし、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直すことが適当とされている。

□各種リサイクル法等

廃棄物・資源毎に分別回収、再資源化、再商品化について定められた法律。廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用を通じて、廃棄物の適正処理や資源の有効利用の確保を図っている。

法 律 名	対 象 物
容器包装リサイクル法	空ビン、ペットボトル、紙製容器、その他プラ製容器、空カン
家電リサイクル法	テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機
建設リサイクル法	建設解体材
食品リサイクル法	食品
自動車リサイクル法	自動車
資源有効利用促進法	パソコン、蛍光管、乾電池等

□環境基本計画

国や自治体（時には民間企業など）が策定している環境保全に関する基本的な計画。

□環境基本法

日本の環境保全の根幹を定める基本法。平成5年に制定された法律。

□北空知衛生センター組合

深川市及び妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町の1市5町で構成し、「ごみ」と「し尿」の処理を行う一部事務組合（自治体のごみ処理等の行政サービスの一部を共同で行う組織）。

なお、ごみ処理については幌加内町を除く1市4町で共同処理している。

□北空知衛生施設組合

妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町の4町で構成され、構成町の埋立ごみを処分す

るため最終処分場の維持管理を行っている。

□グリーン購入法

正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」です。製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

□国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省に設置された国立の政策研究機関であり、平成8年（1996年）12月に厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって設立。

日本の人口変動の社会経済的背景を分析し、将来人口の的確な見通しをたて年金・医療・介護・保育などの社会保障の各分野において社会科学的分析を行っている。

□サーマルリサイクル

廃棄物を焼却する際に発生するエネルギーを回収利用するリサイクル方法。

□産業廃棄物

一般的には工業や製造業、建設業などの全ての業種で事業活動に伴って生じる廃棄物のこと。

□資源物集団回収

古紙類（古新聞、紙パック、ダンボール、雑誌）を資源物として、町内会、婦人会、子供会、スポーツ少年団、老人クラブ、PTA（生徒会、クラブ等を含む。）及びその他の市民団体等の団体が回収すること。

□循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法の規定に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるもの。

□循環型社会形成推進基本法

環境基本法の理念にのっとり、循環型社会の形成について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に平成12年に制定された法律。

□（適正）処理困難物

ごみ処理施設において、建設時に想定していない廃棄物及び適正に処理をすることが困難な廃棄物。

例：稲ワラなどの農業作物残渣、タイヤ、バッテリー、自動二輪車、原動機付き自転車、

ガスボンベ、消火器、ピアノ

□スラグ

焼却によって熔融した金属。

□特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物は、爆発性、毒性、その他人の健康または生活環境に被害を生じ
るおそれのある廃棄物。

例：廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性のある廃棄物、その他有害物質

□都道府県廃棄物処理計画

都道府県は国の廃棄物処理基本方針に即して、区域内における廃棄物の減量その他適
正な処理に関する計画を定めることになっている。

□中・北空知廃棄物処理広域連合

中・北空知廃棄物処理広域連合は、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、奈
井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田
町の14市町で構成されており、ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を行っ
ている。平成25年4月に予定される新たなごみ焼却施設の稼働に向けてた準備が進めら
れている。

□廃棄物

廃棄物とは不要物であり、そのものが他人に有償で売却することができなくなったも
の。また、廃棄物の処理に関する法律等によって、その保管・運搬・処分などの方法が
規制されている。

□廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法において定められている計画。環境大臣は廃棄物処理施設整備事業の計
画的な実施に資するため、基本方針に即して整備計画を策定し、閣議決定後に公表する
ことが義務付けられている。

□廃棄物の種類

廃棄物は「産業廃棄物と一般廃棄物」の2つに大きく区分される。

□廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」。この法律は、廃棄物の適正な処理
により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に昭和45年に制定された
法律。

□廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法において定められている計画。環境大臣は廃棄物の排出の抑制、再生利
用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進
を図るための基本的な方針を定め、公表することが義務付けられている。

□分別収集計画

容器包装リサイクル法により、市町村が容器包装廃棄物の分別収集及び処理する場合に策定しなければならない計画。概ね3年毎に五年を一期とする計画を策定している。

この計画では容器包装廃棄物の排出量見込みや種類、施設整備など基本的な事項を定めている。

□深川市環境衛生協会

本市に居住する住民を会員とし、深川市の環境衛生の向上を図ることを目的とした団体。環境衛生についての啓発宣伝、環境美化の推進、各地域の生活環境整備事業への支援、公共団体の行う事業に対する協力、循環型社会の構築について必要な啓発宣伝等を実施している。

□深川市環境基本計画

深川市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に平成20年11月に策定。計画目標年度は平成30年度となっている。

□深川市生活排水処理基本計画

一般廃棄物処理計画の一部として、生活排水全般に関する実態把握と今後の生活排水対策の方向性を認識し、さらなる生活排水処理率の向上を図るために策定。計画目標年度は平成26年度となっている。

□北海道認定リサイクル製品

道内で発生した廃棄物等を原材料として、道内で生産されたリサイクル製品で「北海道リサイクル製品認定制度」により北海道が認定している製品。

□マテリアルリサイクル

ごみを原料として再利用するリサイクル方法。

□野外焼却

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第16条の2の規定により、処理基準に従わない廃棄物の焼却（ドラム缶や簡易焼却炉での焼却等）は禁止されている。

なお、廃棄物処理法施行令では、次のとおり例外規定を設けている。

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

□リサイクル率

$$\frac{(\text{資源化量} + \text{集団回収量})}{(\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量})} \times 100$$

□リターナブルびん

一升びん（清酒等）、ビールびん、ウイスキーびん、焼酎びん、牛乳びん、清涼飲料びんなど、洗浄により繰り返し使用できるびんのこと。通称「生きびん」。



深川市一般廃棄物処理基本計画 (深川市ごみ処理基本計画)

平成25年3月

発行

北海道深川市建設水道部環境課

〒074-8650 北海道深川市2条17番17号

電話 (0164) 26-2444 fax (0164) 22-2460

E-mail kankyo@city.fukagawa.lg.jp

HPアドレス <http://www.city.fukagawa.lg.jp>